

# 民意を反映する選挙制度実現 比例定数削減反対！ 運動情報

憲法会議 発行

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp  
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp

【憲法しんぶん速報版】

2012年7月1日

第345号 Tel 03-3261-9007  
本号6号 Fax 03-3261-5453

## 比例定数削減法案

# 民主党 6 日にも衆院採決強行も

## 7・4 緊急院内集会 & 議員要請-11 団体

民主党は選挙制度改革関連法案について、同法案の単独提出（6月18日）、議院運営委員会での政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（以下「倫選特」と略）付託の強行（26日）、同日その直後の消費税増税法案などの衆議院での採決強行、増税法案に反対した委員長の辞任と新委員長の内定（28日までに）、7月1日のNHK日曜討論で輿石幹事長が、選挙制度改革関連法案は今国会で、衆議院は7月上旬にも決めることを明言しています。

### 城島国対委員長 6 日にも衆院採決を示唆

城島民主党国対委員長は7月6日にも衆院採決をほのめかしました。同日樽床幹事長代行は「新幹線のスピードで成立させる」と、衆院での超スピードの審議で参院に送り、参院でも新幹線のスピードでやれば税・社会保障一体改革法案の審議を追い越し、採決前に強行でき、消費税増税法案などの参院採決前の「実績材料」にできるなどと豪語しているといわれます。

### 民意を排除する民主党法案

民主党の案は、当面、小選挙区「0増5減」、比例部分40削減、「連用制」の導入、現行11ブロックを全国1ブロックにし、次々回総選挙に向け比例部分をさらに35削減することなどを内容としています。この間の衆議院選挙制度に関する各党協議会や幹事長・書記局長会談での議論は、小選挙区制が民意を歪めていること、民主党提案の「比例80削減」は問題であること、選挙制度は抜本的改革が必要なことなどで民主党を除く各党が一致しています。この背景には、悪政の連続強行に対し、国民の声を聞いてほしい、民意を正しく反映する選挙制度を、と求める国民の熱く強い思いがあります。

民主党の法案は、80議席の削減を2段階で貫徹し、歪みを生み、いまや諸悪の根源としてその廃止が求められている小選挙区制の比率を高めるものです。「連用制」の導入は、公明党が評価しているといわれていますが、民意と議席の乖離を必然とする小選挙区中心の制度を何ら変えることのないものです。

結局民主党の法案は徹頭徹尾民意の排除を露骨にするものです。

### 選挙制度を政局乗り切りの道具にさせるな

選挙制度は、すぐれて民意がどう政治に反映するか、国民が選出した議員によって民意が

実現されるか、その土俵をつくるものです。それを私物のように扱い、参議院での消費税増税強行の前提とする道具にしたり、談合による“増税共犯”の抱き込みに使うようなことは許されません。

## **倫選特(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)委員などへのファックス、緊急院内集会 & 議員要請、全国各地の取り組みなど** **11 団体緊急相談会(6/28)で行動方向を論議**

民意反映の選挙制度に抜本的に改めることこそ必要であり、国民主権、議会制民主主義を踏みにじる比例定数削減は許されません。ましてや倫選特での審議強行はとんでもないことです。法案の撤回、差し戻しを強く求めることが大事となっています。

緊急相談会では下記のような緊急行動を呼びかけることを申し合わせました。

1. 民主党が単独で提出した選挙制度改革関連法案を「政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会（倫選特）」に付託を強行し、審議を急いでおり、7月上旬にも衆院採決をねらっているという新しい情勢、ステージにあるとの緊急性を急ぎひろげる。
2. 5・30 学習決起集会で確認した行動提起にもとづく活動を今日の重大な情勢にふさわしく緊急に推進する。
  - ・リーフレット「課税府のノダ」の活用、宣伝・対話・署名の強化
  - ・「9の日」宣伝などへの参加・合流
  - ・学習の強化（自由法曹団「意見書」（7/1付）、ブックレット「比例定数削減か民意の反映か」（坂本修弁護士著）などの活用）
  - ・倫選特委員をはじめ、国会議員へのファックス要請、国会や地元での働きかけ、政党地元事務所への働きかけ
  - ・地方議会への請願、要請
  - ・マスコミへの働きかけ
  - ・運動・情報の交流の強化
3. 緊急院内集会 & 議員要請
  - ・7月4日（水）午後2時～衆院第1議員会館第5会議室で集会
  - ・午後2時40分～倫選特メンバー、各党、各党キーパーソンなどへの要請行動

※下記資料を掲載します。

◇民主党・公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案要綱

◇政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会委員一覧

◇国会議員要請例

◇自由法曹団緊急意見書「比例定数は削減、小選挙区制は固定一民主党法案に反対する」（7月1日）⇒[続報](#)

公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の  
一部を改正する法律案要綱

第一 趣旨（改正法律 1 条関係）

この法律は、一票の較差の是正に見直されたらば、衆議院議員の定数の削減及びそのに伴い国会が過剰に集約されないようとするための臨時的措置を緊急を要するため、公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正について定めるものとする。

第二 公職選挙法の 一部を改正する法律案 2 条、改正法附則第 2 条及び附則別表関係  
一 一票の票差是正

1 衆議院議員の小選挙区

衆議院議員の小選挙区については、別に法律（その改定案が未だ成立しないため「区割り法」）で定めること。

（公選法第 18 条第 1 項及び別表第 1 関係）

2 今次の改定案に関する特例（0増5減）

平成 22 年の国勢調査の結果に基づき小選挙区の改定案の作成に当たっての特例（北海道等 2 区の小選挙区の減（0増5減）、改定案の作成基準（小選挙区間の人口較差 3 倍未満）等）を定めたこと。

（改正法附則第 3 条及び附則別表関係）

定数削減及び民意が過剰に集約されないようにするための臨時的措置（全国比例・「適用制的」比例枠）

1 衆議院議員の定数削減

衆議院議員の定数を 435 人（現行 480 人）とし、小選挙区選出議員を 285 人（現行 300 人）、比例代表選出議員を 140 人（現行 180 人）とする。

（公選法第 4 条第 1 項関係）

2 全国比例への改正

(1) 全国比例への改正

比例代表選挙にかき、ブロック単位から全国単位とすること。

（公選法第 12 条関係）

(2) (1)の改正に伴う事項

(a) 名簿届出政党等の要件の改正

名簿届出政党等の要件のうち、候補者数要件（いわゆる新規参入要件）を 8 人以上とする。

（公選法第 86 条の 3 第 1 項関係）

(b) 併録全得取点の引下げ

比例の併録全得取点にかき、「比例当選者数の 5 倍」とすること。

（公選法第 84 条関係）

(6) 選挙運動費の取上げ

現在までの常例を定めたれている次の選挙運動費に付する。次のように改正すること。

(イ) 自動車の台数制限

各政党職員 55 人まで 11 台、

10 人超 8 人以下に 1 台追加

(ロ) プラの種類制限

2 種類以内

(ハ) ポスターの種類制限

10 種類以内

(ニ) 政党等演説会の同時開催数の制限

88 以内

(ホ) 新聞広告・政見放送・選挙公報の選挙運動費

新聞広告・政見放送・選挙公報の選挙運動費を定める取捨平等の旨、衆議院比例代表選挙を同様の選挙運動費が確保されるよう改正すること。

(ヘ) 新聞広告の選挙公費の取付

有効投票の 100 分の 1 以内

(公選法第 141 条第 3 項、第 142 条第 3 項、第 144 条第 4 項、

第 161 条の 3 第 3 項並びに第 149 条第 3 項及び第 6 項関係)

3 「適用制的」比例枠の導入

衆議院比例代表選挙の当選人の数の決定については、次のように改正すること。

(1) 比例定数 140 人のうち 105 人については、単純マント式により当選人の数を決定すること。(公選法第 95 条の 3 第 1 項第 1 号関係)

(2) 比例定数 140 人のうち 35 人については、「適用制的」方式により当選人の数を決定すること。(公選法第 95 条の 3 第 1 項第 2 号関係)

(3) 阻止選挙（得票率 1%）を設けること。

(公選法第 95 条の 3 第 1 項関係)

**第三 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正（改正法第 3 条関係）**

京都府府域が区域内の衆議院の小選挙区の数に付して、おおむね「1 人別給方式」を廃止すること。(区画審議会法第 3 条第 2 項関係)

**第四 その他**

施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第 一（一）の 2 を除く。）及び第四の二第 一、第二の 一の 1 に規定する法律の施行の日から施行すること。(改正法附則第 1 条関係)

**二 選挙制度改革に関する検討**

衆議院議員の選挙制度の改善については、次の回の総選挙からの実施が可能となるよう、衆議院議員の選挙制度の改善の状況を精査すること。衆議院議員の定数を 400 人とするものとして、有権者の政権の選択と民意の反映との両立を図る選挙制度の在り方について、次の総選挙後、選挙制度審議会において 1 年以内、検討を行い結論を得るものとすること。(改正法附則第 2 条関係)

平成 24 年 5 月 17 日現在

衆議院 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会 委員名簿

役職	氏名	ふりがな	選挙区	選挙区	会派	出身	備考
委員長	赤松 広隆	あかまつ ひろたか	2-403	3593-7240	民主	愛知 5 区	※内定(6/28)
理事	阿知波 吉信	あちは よしのぶ	2-1121	3508-3512	民主	岐阜 5 区	
理事	石井 登志郎	いしい としろう	2-220	3508-3220	民主	兵庫 7 区	
理事	逢坂 誠二	おおさか せいじ	2-820	3508-3740	民主	北海道 8 区	
筆頭理事	加藤 公一	かとう こういち	2-717		民主	東京 20 区	
理事	柿沼 正明	かきぬま まさあき	2-1120	3508-3952	民主	群馬 3 区	
筆頭理事	西野 あきら	にしの あきら	2-222	3597-2708	自民	大阪 13 区	
理事	村田 吉隆	むらた よしたか	1-1113	3593-7145	自民	比例中国	
理事	富田 茂之	とみた しげゆき	2-309	3508-3852	公明	比例南関東	
委員	網屋 信介	あみや しんすけ	2-719	3508-3857	民主	比例九州	
委員	石井 章	いしい あきら	1-1122	3508-3916	民主	比例北関東	
委員	勝又 恒一郎	かつまた こういちろう	1-920	3508-3202	民主	比例南関東	
委員	金子 健一	かねこ けんいち	1-1116	3508-3524	民主	比例南関東	
委員	川越 孝洋	かわごえ たかひろ	3-922	3508-3516	民主	比例九州	
委員	川島 智太郎	かわしま ともたろう	1-614	3508-3539	民主	比例東京	
委員	桑原 功	くわばら いさお	2-1106	3508-3230	民主	比例北関東	
委員	坂口 岳洋	さかぐち たけひろ	2-721	3508-7557	民主	山梨 2 区	
委員	篠原 孝	しのはら たかし	1-719	3508-3538	民主	長野 1 区	
委員	花咲 宏基	はなさき ひろき	2-1214	3508-3358	民主	比例中国	
委員	早川 久美子	はやかわ くみこ	1-1105	3508-3359	民主	比例東京	
委員	松崎 哲久	まつざき てつひさ	2-1112	3508-3914	民主	埼玉 10 区	
委員	松本 龍	まつもと りゅう	2-511	3593-7266	民主	福岡 1 区	
委員	皆吉 稲生	みなよし いなお	2-1014	3508-3709	民主	比例九州	
委員	宮崎 岳志	みやざき たけし	2-1119	3508-3369	民主	群馬 1 区	
委員	本村 賢太郎	もとむら けんたろう	2-305	3508-3290	民主	神奈川 14 区	
委員	森岡 洋一郎	もりおか よういちろう	2-311	3508-3915	民主	埼玉 13 区	
委員	山本 剛正	やまもと ごうせい	2-206	3508-3203	民主	比例九州	
委員	あべ 俊子	あべ としこ	1-514	3508-3436	自民	比例中国	
委員	加藤 勝信	かとう かつのぶ	2-1104	3508-3289	自民	岡山 5 区	
委員	北村 茂男	きたむら しげお	1-624	3508-3710	自民	比例北信越	
委員	小泉 進次郎	こいずみ しんじろう	1-314		自民	神奈川 11 区	
委員	齋藤 健	さいとう けん	1-822	3508-3221	自民	比例南関東	
委員	武部 勤	たけべ つとむ	2-1010	3502-5190	自民	比例北海道	
委員	二階 俊博	にかい としひろ	2-223	3502-5037	自民	和歌山 3 区	
委員	松野 博一	まつの ひろかず	1-502	3508-3329	自民	比例南関東	
委員	東 順治	ひがし じゅんじ	1-909	3508-3519	公明	比例九州	
委員	佐々木 憲昭	ささき けんしょう	1-1106	3508-7280	共産	比例東海	

委員	内山 晃	うちやま あきら	1-911	3508-3297	きづな	千葉7区	
委員	中島 隆利	なかしま たかとし	1-602	3508-3418	社民	比例九州	
委員	山内 康一	やまうち こういち	2-609	3508-3520	みんな	比例北関東	

※①名簿全体は、前回委員会時点のもの。②委員長は当時山田正彦委員長であった。報道によると、山田正彦前委員長は消費税増税法案に反対して辞表を提出、民主党はその後任に赤松広隆元農水相を当てることを内定、次回特別委員会で正式に選出される見通し。「備考」に「内定(6/28)」とした(憲法会議)

衆議院議員

様

## 民意反映の選挙制度実現を求め、 衆議院での民主党提出法案の審議強行に反対する要請書

2012年7月4日

憲法改悪阻止各界連絡会議／自由法曹団／新日本婦人の会／全国商工団体連合会／  
全国労働組合総連合／全日本学生自治会総連合／全日本民主医療機関連合会／  
東京地方労働組合評議会／日本民主青年同盟／農民運動全国連合会／婦人民主クラブ

連絡先：憲法会議〒101-0051 千代田区神田神保町2-10 202 ☎03-3261-9007fax03-3261-5453

### 《要請趣旨》

消費税増税関連法案を含む「社会保障・税一体改革」関連法案は、世論調査でも国民の多数が反対するなか、公聴会もやらないまま採決が強行されました。国民の轟々たる批判のもと、57人の反対、分裂状態となっている民主党は、「3党談合」に従い参議院での強行成立をねらっています。

民主党は選挙制度改革関連法案について、同法案の単独提出(6月18日)、議院運営委員会での政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会(以下「倫選特」と略)付託の強行(26日)、同日その直後の消費税増税法案などの衆議院での採決強行、増税法案に反対した委員長の辞任と新委員長の内定(28日まで)、7月1日のNHK日曜討論で輿石幹事長が、選挙制度関連法案は今国会で、衆議院は7月上旬にも決めることを明言しています。

民主党の案は、当面、小選挙区「0増5減」、比例部分40削減、「連用制」の導入、現行11ブロックを全国1ブロックにし、次々回総選挙に向け比例部分をさらに35削減することなどを内容としています。この間の衆議院選挙制度に関する各党協議会や幹事長・書記局長会談での議論は、小選挙区制が民意を歪めていること、民主党提案の「比例80削減」は問題であること、選挙制度は抜本的改革が必要なことなどで民主党を除く各党が一致しています。この背景には、悪政の連続強行に対し、国民の声を聞いてほしい、民意を正しく反映する選挙制度を、と求める国民の熱く強い思いがあります。民主党の法案は結局、80議席の削減、小選挙区制の比率を高め、民意と議席の乖離を大きくし、小選挙区中心を何ら変えることのない連用制導入など、民意の排除を露骨にするものです。

選挙制度は、すぐれて民意がどう政治に反映するか、国民が選出した議員によって民意が実現されるか、その土俵をつくるものです。それを私物のように扱い、参議院での消費税増税強行の前提とする道具にしたり、談合による「増税共犯」の抱き込みに使うようなことは許されません。

私たちは、民意反映の選挙制度に抜本的に改めることを求めます。国民主権、議会制民主主義を踏みにじる比例定数削減に反対します。倫選特での審議強行を許さず、法案の撤回、差し戻しを求めます。

### 《要請事項》

1. 民意を正しく反映する選挙制度に抜本的に改め、比例定数削減に反対してください。
2. 倫選特での審議を許さず、法案の撤回、差し戻しを求めてください。

以上